

令和6年4月以降の障害者の法定雇用率引き上げ等の変更

1 障害者の法定雇用率引き上げ

令和6年4月以降、障害者雇用促進法に基づく、障害者の法定雇用率の段階的引き上げと雇用義務対象労働者数が引き下げられます。現在は、雇用労働者が43.5人以上の事業主に対し、2.3%を乗じた人数以上の障害者を雇用することが義務づけられています。令和6年4月からは法定雇用率が0.2%引き上がり2.5%に、雇用義務対象労働者数が3.5人引き下げられ40.0人以上になります。

また、令和8年7月からは法定雇用率が0.2%引き上がり2.7%に、雇用義務対象労働者数が2.5人引き下げられ37.5人以上になります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上



2 除外率の引き下げ

令和7年4月以降、除外率（障害者の就労が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際にあらかじめ定められた割合に相当する労働者数を控除すること）が、一律に10ポイント引き下げられ、以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

3 障害者の算定方法の変更

- 令和5年4月から、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。
- 令和6年4月以降、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

以上の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

障害者雇用につきましては、より一層の受け入れと雇用への取り組みが必要となります。ハローワーク松本においては、障害者雇用に取り組む事業主に対する相談を受け付けていますので、以下の担当までお問い合わせをお願いします。

【お問い合わせ】 ハローワーク松本 TEL：27-0111（部門コード 31#）